(2) 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更

□一般区域・眺望保全区域の基準（共通）

該当する景観形成基準のみ、主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｅ

【一般区域・眺望保全区域（共通）】

| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｅ１形態意匠 | １．できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。やむを得ず生じる場合は、のり面をゆるやかな勾配とするか、分割し、圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、擁壁は石積みや緑化ブロック等により修景するよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｅ２緑化 | １．のり面や敷地の外周等は、できる限り多くの部分を緑化すること。 |  | □ |
| ２．のり面は、緑化のためにできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和のとれた樹種により緑化すること。 |  | □ |
| ３．行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植し、修景等に活かすこと。 |  | □ |